

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

第 2 弾	第 1 弾
1-1.事業実施計画の申請は必須か。また期限はいつまでか。 (答) 事業実施計画申請は、令和 7 年度に対象事業を実施（予定を含む）するすべての組合にご提出いただきます。申請は、<u>令和 7 年 6 月下旬から 7 月 31 日</u>までに所定の方法でご提出いただきます。	1-1.事業実施計画の申請は必須か。また期限はいつまでか。 (答) 事業実施計画申請は、令和 7 年度に対象事業を実施（予定を含む）するすべての組合にご提出いただきます。申請は、<u>令和 7 年 7 月 1 日から 8 月 8 日</u>までに所定の方法でご提出いただきます。
1-5.事業実施計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。 (答) 補助率（補助割合）は別添のとおりです。事業実施計画の申請ツールで補助率を踏まえた交付見込額を計算できるようにしています。なお、最終的な交付額の算定にあたっては、申請総額が予算を超過した場合に交付率を乗じることとなります(<u>令和 6 年度実績：65.245%</u>)。	1-5.事業実施計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。 (答) 補助率（補助割合）は別添のとおりです。事業実施計画の申請ツールで補助率を踏まえた交付見込額を計算できるようにしています。なお、最終的な交付額の算定にあたっては、申請総額が予算を超過した場合に交付率を乗じることとなります。
1-13. 民間事業者との委託契約にあたり PFS（成果連動型委託契約）方式とした。成果連動型のため支払額が減少した場合、実績報告で返還金が生じるか。 (答) <u>令和 8 年 5 月末まで</u>に、実績報告において、実際の支払額で申請していただきます。交付金の額が実績報告書の支払額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。 なお、当該事業について、他に国庫補助金を受けている場合は、本補助金の対象とならない点にご留意ください。	1-13. 民間事業者との委託契約にあたり PFS（成果連動型委託契約）方式とした。成果連動型のため支払額が減少した場合、実績報告で返還金が生じるか。 (答) <u>翌年度の別途定める時期</u>に、実績報告において、実際の支払額で申請していただきます。交付金の額が実績報告書の支払額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。 なお、当該事業について、他に国庫補助金を受けている場合は、本補助金の対象とならない点にご留意ください。
1-16. 母体事業所の全従業員（当組合以外の保険者に属する加入者も含まれる）を対象とした福利厚生事業のうち、女性の健康課題に対応した取組をコラボヘルスで行うこととしたい。申請する上で留意すべき事項はあるか。 (答) 母体事業所と健保組合のコラボヘルスによる取組みは、健保組合が費用の全部または一部を負担	1-16. 母体事業所の全従業員（当組合以外の保険者に属する加入者も含まれる）を対象とした福利厚生事業のうち、女性の健康課題に対応した取組をコラボヘルスで行うこととしたい。申請する上で留意すべき事項はあるか。 (答) 母体事業所と健保組合のコラボヘルスによる取組みは、健保組合が費用の全部または一部を負担

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

して実施する事業であれば、健保組合の費用負担分が補助対象となります。<u>ただし、健保組合が事業運営に関与せず、事業主に対して補助金等を支出するだけにとどまる事業については、補助の対象外です。</u> 2-2. 健保組合の予算では対象事業を事務所費等で計上しているが、予算変更する必要があるのか。 (答) <u>対象事業の経費を保健事業費以外の科目で支出した場合は、年度末までに支出科目を保健事業費に更生（変更）してください。支出科目の更生にあたって保健事業費の予算が不足する場合は、予算変更が必要となります。実績報告において保健事業費以外の科目で支出した経費は補助の対象外となり、補助金の返還を求める場合があります。</u> 3-2. 補助割合はどの程度か。 (答) 補助割合の参考例は別添のとおりとなります。①医療 DX を活用した保健事業及び女性の健康づくり、出産育児支援の共同事業＝9 割、②医療 DX を活用した保健事業＝6 割、③子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業＝5 割、④出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業＝4 割となります。②～④の事業については、コラボヘルスで実施した場合は補助割合を1割上乘せするとともに、新規事業の場合は2割を追加します。 一方、②～④の事業において、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった場合（相互閲覧機能への不同意）は、各事業の合計額から2割減となります。また、①の事業は、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった<u>組合は、補助金の対象外となります。詳細は3－8をご確認ください。</u> 【具体例】 ①医療 DX を活用した保健事業（6割）＋コラボヘルスで実施（1割）＋新規事業（2割）＝事業費の9割補助	して実施する事業であれば、健保組合の費用負担分が補助対象となります。 2-2. 健保組合の予算では<u>補助金</u>対象事業を事務所費等で計上しているが、予算変更する必要があるのか。 (答) 保健事業費以外の科目で支出<u>している経費を計上</u>した場合、<u>実績報告時に交付対象外となります。現時点で保健事業費以外の科目を内訳に仮計上している組合は、実績報告（令和8年5月末締切予定）までに変更予算をお願いします。</u> 3-2. 補助割合はどの程度か。 (答) 補助割合の参考例は別添のとおりとなります。①医療 DX を活用した保健事業及び女性の健康づくり、出産育児支援の共同事業＝9 割、②医療 DX を活用した保健事業＝6 割、③子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業＝5 割、④出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業＝4 割となります。②～④の事業については、コラボヘルスで実施した場合は補助割合を1割上乘せするとともに、新規事業の場合は2割を追加します。 一方、②～④の事業において、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった場合（相互閲覧機能への不同意）は、各事業の合計額から2割減となります。また、①の事業は、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった<u>場合（相互閲覧機能への不同意）は共同事業に参加することはできません。</u> 【具体例】 ①医療 DX を活用した保健事業（6割）＋コラボヘルスで実施（1割）＋新規事業（2割）＝事業
---	--

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

②女性の健康セミナー（４割）＋新規事業（２割）＝事業費の６割補助 <u>※申請総額が予算額を上回る場合には、上記の補助割合とは別に交付率を乗じて交付します。</u>	費の９割補助 ②女性の健康セミナー（４割）＋新規事業（２割）＝事業費の６割補助
3-4．3-3 以外で共同事業の参加要件はあるのか。 （答） 共同事業については、3-3 に加えて、<u>コンソーシアムに参加するすべての組合</u>がデータヘルス・ポータルサイトの相互閲覧機能に同意いただくことが要件になります。	3-4．3-3 以外で共同事業の参加要件はあるのか。 （答） 共同事業については、3-3 に加えてデータヘルス・ポータルサイトの相互閲覧機能に同意いただくことが要件になります。
3-5．昨年度は対象だった広報・情報提供事業は補助対象となるのか。 （答） 広報・情報提供事業は、女性の健康情報や子どもの医療費適正化の内容を掲載していても補助対象外となります。紙媒体の広報誌のデジタルブックへの移行や、ホームページや社内イントラネットでの情報提供およびメールマガジンでの配信等についても対象外となります。 <u>なお、補助事業の周知にかかる経費は、事業と一連と認められるものに限り補助対象となります。</u> <u>また、事業区分１においては紙媒体で配布する案内文書等に要する費用は補助の対象外です。4－30 をあわせてご確認ください。</u>	3-5．昨年度は対象だった広報・情報提供事業は補助対象となるのか。 （答） 広報・情報提供事業は、女性の健康情報や子どもの医療費適正化の内容を掲載していても補助対象外となります。紙媒体の広報誌のデジタルブックへの移行や、ホームページや社内イントラネットでの情報提供およびメールマガジンでの配信等についても対象外となります。
<u>3-6．事業区分２または３で申請する事業の対象者に子ども・女性以外が含まれるが、補助対象となるのか。</u> （答） <u>事業区分２の対象経費は子どもにかかる費用、事業区分３の対象経費は子ども・女性にかかる費用に限られます。費用の切り分けが困難な場合は、対象外となる経費を除く事業費全体に、令和７年４月１日時点における「加入者数に占める子ども(事業区分３の場合は子供および女性)が占める割合」を乗じて得た額を対象経費としてください。</u> <u>なお、事業内容に ICT の活用が含まれる場合は、原則的には事業区分１として申請してください。事業区分１は対象者が子ども・女性に限定されないため、対象者にかかる費用の切り分けは不</u>	<u>（新規）</u>

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

要です。	
3-7. 新規事業と認められる要件は何か。	(新規)
(答) 新規事業とは、自組合において令和7年度に初めて実施する事業を指します。ただし、前年度に実施した事業の委託先を変更しても、事業目的や事業内容に実質的な変更がない場合は、既存事業に該当します。なお、7年度から既存事業の対象者を拡大した場合は、新規事業には該当しません。	
3-8. データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開（相互閲覧機能）に同意しない場合はどうなるか。	(新規)
(答) 【個別事業の場合】 各事業の対象経費に補助割合を乗じて得た額を合計した申請総額から2割減額されますので、同意漏れにご注意ください。 【共同事業の場合】 共同事業は、すべての参加組合がデータヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意していることが申請要件であるため、同意していない組合は本補助金の対象外となります。	
3-9. 共同事業のオプションとして実施した部分を申請できるか。(例：共同事業の対象者が被保険者に限られる場合、独自に被扶養者を対象者に含めて実施した場合)	(新規)
(答) 共同事業のオプションとして実施した事業は、個別事業として申請可能です。通常の個別事業と同様に、コラボヘルスや新規事業による補助割合の加算についても受けることもできます。共同事業と単独事業で対象者が重複しないようにしてください。	

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

4-1. どのような事業が補助対象となるか。 (答) 医療 DX を活用した保健事業（健康管理アプリ等の ICT を活用した保健事業）、子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業、出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業が本補助事業の対象となります。別添の補助割合の一覧をご参照ください。 <u>なお、子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業、出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業（事業区分 2 および 3）については、ICT の活用は必須ではありません。</u>	4-1. どのような事業が補助対象となるか。 (答) 医療 DX を活用した保健事業（健康管理アプリ等の ICT を活用した保健事業）、子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業、出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業が本補助事業の対象となります。別添の補助割合の一覧をご参照ください。
4-3. 事業主が福利厚生で実施している事業は補助対象になるか。 <u>(答)</u> 事業主単独で実施する事業は対象外です。コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。その場合、連名で実施するだけでなく、健保組合も費用を負担した場合に、当該組合負担分を補助対象とします。<u>ただし、健保組合が事業運営自体に関与せず、事業主に対して補助金等を支出するだけにとどまる事業については、補助の対象外です。</u>	4-3. 事業主が福利厚生で実施している事業は補助対象になるか。 (答) 事業主単独で実施する事業は対象外です。コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。その場合、連名で実施するだけでなく、健保組合も費用を負担した場合に、当該組合負担分を補助対象とします。
4-5. 国の公募事業（共同事業・PFS 事業）に応募予定だが、国庫補助金を得られた場合でも補助対象になるか。 (答) 高齢者医療運営円滑化等補助金における健康保険組合による保健事業「成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分）」及び「保健事業の共同化支援に関する補助事業」に応募し採択された事業については、本補助<u>金</u>の対象外となります。国庫補助金の性質上、重複して補助を受けることはできません。	4-5. 国の公募事業（共同事業・PFS 事業）に応募予定だが、国庫補助金を得られた場合でも補助対象になるか。 (答) 高齢者医療運営円滑化等補助金における健康保険組合による保健事業「成果連動型民間委託契約方式保健事業（国庫債務負担行為分）」及び「保健事業の共同化支援に関する補助事業」に応募し採択された事業については、本補助<u>事業（医療 DX を活用した保健事業の取組等に対する財政支援）</u>の対象外となります。国庫補助金の性質上、重複して補助を受けることはできません。
4-6. 対象外となる保健事業費 ■ <u>すべて</u>の検診費（郵送検診を含む） ■ インフルエンザ予防ワクチンや HPV ワクチン等の接種費用	4-6. 対象外となる保健事業費 ■ <u>乳がん検診・子宮頸がん検診・子宮体がん検診等</u>の検診費（郵送検診を含む） ■ インフルエンザ予防ワクチンや HPV ワクチン等の接種費用

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

■ 自由診療及び医療用医薬品、一般用医薬品の提供 ■ 備品に相当する物品の購入費 ■ インセンティブ（現金、商品券、食事券、旅行券、物品（予防健康づくり関連<u>の消耗品</u>は除く）等）に係る経費 <u>※予防健康づくり関連の消耗品とは、歯磨きセット、ウォーキングイベントの配布飲料・タオル、糖質制限食のサンプル品などの安価なものであって、補助事業との関連があるものをいいます。</u> ■ 広報・情報提供事業（デジタル版を含めた機関紙、配布物、ホームページ、社内イントラネット、メールマガジン動画配信等による情報提供） <u>※補助事業の周知にかかる経費は、事業と一連と認められるものに限り補助対象となります。</u>	■ <u>ゲノム(遺伝)情報や各種がん検診において、科学的な根拠がないまたは薄弱な検査に係る費用</u> ■ 自由診療及び医療用医薬品、一般用医薬品の提供 ■ 備品に相当する物品の購入費 ■ インセンティブ（現金、商品券、食事券、旅行券、物品（予防健康づくり関連<u>備品</u>は除く）等）に係る経費 ■ 広報・情報提供事業（デジタル版を含めた機関紙、配布物、ホームページ、社内イントラネット、メールマガジン動画配信等による情報提供）
4-7. <u>骨密度</u>測定は補助対象となるのか。その他はどのようなものが補助対象になるか。 （答） <u>骨密度</u>測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器（骨ウェーブ）、体成分分析装置（In body）、体組成計による測定が考えられます。なお、メタボ対策を目的とした事業は対象外となります。 <u>また、使い捨ての血糖測定機器（FreeStyle リブレ）にかかる経費は、糖尿病性腎症等で医療機関等を受診中の者を対象として ICT を活用した重症化予防事業を実施する場合に限り、例外的に事業区分 1 として補助対象とします。</u> 4-8. 女性の健康セミナーなどに合わせた<u>骨密度</u>測定器等の女性の健康課題に関連した機器をリースする場合の費用は補助対象になるか。 （答） <u>骨密度</u>測定器等の<u>対象事業の実施</u>に関連した機器のリース代金は補助対象とします。（当年度の本補助金事業に要したリース代のみが対象となります）	4-7. <u>骨粗鬆症</u>測定は補助対象となるのか。その他はどのようなものが補助対象になるか。 （答） <u>骨粗鬆症</u>測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器（骨ウェーブ）、体成分分析装置（In body）、体組成計による測定が考えられます。なお、メタボ対策を目的とした事業は対象外となります。 4-8. 女性の健康セミナーなどに合わせた<u>骨粗鬆症</u>測定器等の女性の健康課題に関連した機器をリースする場合の費用は補助対象になるか。 （答） <u>骨粗鬆症</u>測定器等の<u>女性の健康課題</u>に関連した機器のリース代金は補助対象とします。（当年度の本補助金事業に要したリース代のみが対象となります）

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

4-9. 複数の健保組合の共同事業として、若年層の被保険者を対象とした健康イベント（婚活ウォーキングや料理教室等）を行いたい。イベント開催にかかる費用は補助対象になるか。	4-9. 複数の健保組合の共同事業として、若年層の被保険者を対象とした健康イベント（婚活ウォーキングや料理教室等）を行いたい。イベント開催にかかる費用は補助対象になるか。
(答) 複数の健保組合が共同で実施する場合で、若年層や独身、子育て世代向けの健康イベント（婚活・子育てウォーキング・料理教室等）であれば補助対象となります。また、例えば、健康管理アプリ等の ICT を活用したウォーキングの事業については、医療 DX を活用した保健事業の対象となります。	(答) 複数の健保組合が共同で実施する場合で<u>も</u>、若年層や独身、子育て世代向けの健康イベント（婚活・子育てウォーキング・料理教室等）の<u>範疇</u>であれば補助対象となります。また、例えば、健康管理アプリ等の ICT を活用したウォーキングの事業については、医療 DX を活用した保健事業の対象となります。
4-12. 特定健診の受診勧奨通知とセットでレディース健診の受診勧奨通知を発出している場合に係る費用は対象となるのか。	4-12. 特定健診<u>または特定保健指導</u>の受診勧奨通知とセットでレディース健診の受診勧奨通知を発出している場合に係る費用は対象となるのか。
(答) レディース健診の受診勧奨通知にかかる事業経費を切り分け<u>できる</u>場合、その部分について補助対象とします。また、レディース健診の受診勧奨通知を補助金対象外の事業と同時送付し、送料に差額が生じた場合は、レディース健診の受診勧奨通知送付にかかる差額分のみ補助対象とします。	(答) レディース健診の受診勧奨通知にかかる事業経費を切り分け<u>出来る</u>場合、その部分について補助対象とします。また、レディース健診の受診勧奨通知を補助金対象外の事業と同時送付し、送料に差額が生じた場合は、レディース健診の受診勧奨通知送付にかかる差額分のみ補助対象とします。
4-13. 女性の健康情報等を発信している健康管理アプリに係る費用は補助対象となるのか。	4-13. 女性の健康情報等を発信している健康管理アプリに係る費用は補助対象となるのか。
(答) 健康管理アプリにおいて女性の健康情報等を<u>一方的に</u>発信しているだけでは対象外となります。健康管理アプリを活用した保健事業（情報提供だけでなく、例えばアプリを活用したウォーキングや健診等の受診勧奨など）を実施していれば、医療 DX を活用した保健事業の対象となります。 <u>また、健康管理アプリを活用した保健事業を実施していない場合であっても、視聴後に個別相談や健康知識のテスト又はアンケートの実施等により、対面で行う情報提供と同等以上の双方向性を持たせている場合には、事業区分3として補助の対象です。</u>	(答) 健康管理アプリにおいて女性の健康情報等を発信しているだけでは対象外となります。健康管理アプリを活用した保健事業（情報提供だけでなく、例えばアプリを活用したウォーキングや健診等の受診勧奨など）を実施していれば、医療 DX を活用した保健事業の対象となります。
4-18. 全加入者を対象とした健康相談事業は対象になるのか。	4-18. 全加入者を対象とした健康相談事業は対象になるのか。

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

(答) 出産・子育て支援、子どもや女性の健康づくりに資する事業であれば、出産・子育て支援、子ども・女性健康づくり事業として4割事業の対象とします。<u>対象経費の考え方は3－6をご確認ください。</u>	(答) 出産・子育て支援、子どもや女性の健康づくりに資する事業であれば、出産・子育て支援、子ども・女性健康づくり事業として4割事業の対象とします。
4-21. 全被保険者向けの大腸がん検診受診率向上のためのセミナーに係る費用は対象となるのか。 (答) <u>セミナーや受診勧奨通知による</u>がん検診の受診率向上策は、女性特有のがんである、乳がん、子宮体がん、子宮頸がん<u>に限り事業区分3として補助対象</u>とします。<u>対象経費の考え方は3－6をご確認ください。</u> <u>アプリ等を活用したがん検診の受診率向上策は、上記のがん種別を問わず事業区分1として補助対象とします。</u>	4-21. 全被保険者向けの大腸がん検診受診率向上のためのセミナーに係る費用は対象となるのか。 (答) <u>対象外とします。</u>がん検診の受診率向上策の対象は女性特有のがんである、乳がん、子宮体がん、子宮頸がんとします。<u>ただし、例えば検診の受診勧奨についてアプリを活用して実施する場合は医療 DX を活用した保健事業として対象となります。</u>
4-22. 全被保険者向けのヨガやストレッチなどのセミナーに係る費用は対象となるのか。 (答) 女性の健康課題にかかる取組として実施するものであれば、参加者に一部男性が含まれていても<u>事業区分3の対象</u>とします。<u>この場合、補助対象の補助対象の経費は、子どもおよび女性にかかる費用に限られます。対象経費の考え方は3－6をご確認ください。</u> <u>なお、セミナーを対面開催せず、アプリ等で動画配信のみ行う場合は、基本的には広報・情報提供事業として補助の対象外です。ただし、視聴後の個別相談やアンケートの実施等により対面開催と同等以上の双方向性を持たせている場合には、事業区分3として補助の対象です。対象経費の考え方は上記と同じです。</u>	4-22. 全被保険者向けのヨガやストレッチなどのセミナーに係る費用は対象となるのか。 (答) 女性の健康課題にかかる取組として実施するものであれば、参加者に一部男性が含まれていても対象とします。
4-28. 特に女性限定ではないが、肩こりや腰痛について体調不良を訴える社員を対象にリラクゼーションルームを設置し、国家資格を持つ技師によるマッサージを実施している。健保組合はリラクゼーションルームの設備運営費とマッサージ費を負担しているが、今回の補助金の	4-28. 特に女性限定ではないが、肩こりや腰痛について体調不良を訴える社員を対象にリラクゼーションルームを設置し、国家資格を持つ技師によるマッサージを実施している。健保組合はリラクゼーションルームの設備運営費とマッサージ費を負担しているが、今回の補助金の

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

対象となるのか。 (答) 女性以外も対象に含めた健康増進の一環としてのマッサージは、必ずしも女性の健康課題にかかる取組といえる<u>とは</u>明らかでないこと、また、一部の疾患に対するマッサージは保険給付費の対象となり得ることから、補助金の対象外とします。マッサージ費が対象外となるためリラクゼーションルームに係る費用も対象外となります。	対象となるのか。 (答) 女性以外も対象に含めた健康増進の一環としてのマッサージは、必ずしも女性の健康課題にかかる取組といえる<u>か</u>明らかでないこと、また、一部の疾患に対するマッサージは保険給付費の対象となり得ることから、補助金の対象外とします。マッサージ費が対象外となるためリラクゼーションルームに係る費用も対象外となります。
4-29. 女性を対象とした生活習慣病関連の重症化予防は補助金の対象となるのか。 (答) 生活習慣病の重症化予防は必ずしも女性特有の健康課題に対する事業に該当しないため、<u>事業区分3としては</u>補助の対象外と<u>します</u>。ただし、例えば重症化予防の受診勧奨についてアプリを活用して実施した場合は、医療 DX を活用した保健事業として対象と<u>なります</u>。	4-29. 女性を対象とした生活習慣病関連の重症化予防は補助金の対象となるのか。 (答) 生活習慣病の重症化予防は必ずしも女性特有の健康課題に対する事業に該当しないため補助<u>金</u>の対象外と<u>する</u>。ただし、例えば重症化予防の受診勧奨についてアプリを活用して実施した場合は、医療 DX を活用した保健事業として対象と<u>なる</u>。
4-30. 医療 DX を活用した保健事業はどのような事業が補助対象となるのか。 (答) アプリや SNS、民間 PHR、NDB データ等を活用した保健事業は医療 DX を活用した保健事業の対象となります。<u>例えば、受診勧奨を目的として導入・利用する健診予約システム、受診勧奨システム、健康管理アプリなどは該当します。また、基幹システムにおける同様の機能も対象となりますが、導入等の費用を保健事業費から支出していることが要件となりますのでご注意ください。</u> <u>【保健事業以外の機能（適用・給付等）がアプリ等の利用料等に含まれる場合】</u> <u>保健事業の機能にかかる経費を切り分けられる場合は利用料等（令和 7 年度の年間利用料をいう。以下同じ。）のうち当該部分のみ補助対象とし、切り分けられない場合は利用料等の全額を補助対象外とします。</u> <u>【保健事業以外の機能がアプリの利用料等に含まれない場合】</u> <u>利用料等の全額を補助対象とします。</u>	4-30. 医療 DX を活用した保健事業はどのような事業が補助対象となるのか。 (答) アプリや SNS、民間 PHR、NDB データ等を活用した保健事業は医療 DX を活用した保健事業の対象となります。

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

<u>なお、アプリやシステムに要する経費は、事業の実施手段として活用する場合に補助対象となります。アプリやシステムの導入・普及に留まり具体的な事業に関する記述が見受けられない場合や、事業内容が健診結果の提供といった情報提供に該当する場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。また、アプリの導入・普及にあたって、紙媒体で配布する案内文書等に要する費用は補助の対象外です。</u>	
4-33. アプリ等を活用した特定保健指導は補助対象となるのか。また、特定保健指導の<u>利用</u>勸奨について、アプリ等を活用した場合は補助対象となるのか。 (答) アプリ等を活用した特定保健指導に係る費用は対象外となります。<u>初回面談の実施前に行う</u>特定保健指導の<u>利用</u>勸奨について、アプリ等を活用した場合は補助対象となります。 4-35. ①「子どもにとって上手な医療のかかり方」や②「女性の健康」、③「<u>生活習慣病予防</u>」に関するセミナーを e-learning によって実施した場合は対象となるのか。また、補助割合は何割になるのか。	4-33. アプリ等を活用した特定保健指導は補助対象となるのか。また、特定保健指導の<u>受診</u>勸奨について、アプリ等を活用した場合は補助対象となるのか。 (答) アプリ等を活用した特定保健指導に係る費用は対象外となります。特定保健指導の<u>受診</u>勸奨について、アプリ等を活用した場合は補助対象となります。 4-35. ①「子どもにとって上手な医療のかかり方」や②「女性の健康」に関するセミナーを e-learning によって実施した場合は対象となるのか。また、補助割合は何割になるのか。
(答) <u>アプリ等で動画配信のみ行う場合は、原則的には広報・情報提供事業として補助の対象外です。ただし、視聴後に個別相談や健康知識のテストまたはアンケートの実施等により対面で行うセミナーと同等以上の双方向性を持たせている場合には、補助の対象です。①「子どもにとって上手な医療のかかり方」は5割（事業区分2）、②「女性の健康」は4割（同3）、③「生活習慣病予防」は対象外となります。①②の対象経費の考え方は3－6をご確認ください。</u>	(答) <u>①「子どもにとって上手な医療のかかり方」や②「女性の健康」を e-learning によってセミナーを実施した場合は補助対象となります。また、補助割合は①が5割、②が4割となります。</u> <u>さらに、アプリ等からセミナーとして動画配信するだけの場合は、①または②に関連するセミナーに限定されるが、対象者を問わずに例えばアプリ等で生活習慣の改善策として食事や運動習慣改善等の事業を実施した場合は、医療 DX を活用した保健事業として対象となります。</u>
4-36. <u>レセプトから対象者を抽出して後発医薬品の利用勸奨を行う事業は、対象となるのか。</u> (答) <u>対象者を問わず送付する医療費通知や後発医薬品の差額通知は対象外です。レセプトから抽出</u>	(新規)

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

<u>して実施するポリファーマシー及びセルフメディケーション通知や後発医薬品の利用勧奨等は、子どもにかかる通知のみ事業区分 2 として補助対象となります。対象経費の考え方は 3-6 をご確認ください。</u>	
<u>4-37. 賃金・旅費は対象となるのか。</u>	<u>(新規)</u>
<u>(答)</u> <u>賃金・旅費は、保健事業費から支出している場合に限り、対象事業に要する経費が補助の対象です。1 日当たりの賃金の上限は保健師・健康運動士相当の者が 2 万円、事務職員が 1 万円であり、算出に当たっては一律に全額を計上せず、対象事業の業務が占める割合に基づいて算出してください。旅費は、例えばセミナーの講師にかかる会場までの交通費が該当します。</u>	